



要があります。

地域文献センターとしては、上記の来住世帯のことや比較史研究の点から全国の都道府県史や市町村史などの地域史誌の収集に力を入れ、地域の近代史研究のために企業の社史や労働組合などの団体史、社会・経済分野の調査報告書を収集し公開しています。先に述べた研究紀要類の収集も同様の点に重点を置いています。

なお、「史料館」という名称から誤解される場合もありますが、考古・民俗資料は収蔵せず、博物館的展示も行っていない。

これまで概要を説明したような当館の性格は、尼崎市史編集事業の進め方と深い関係があります。尼崎市の場合、史料館への移行準備が始まる以前の第一期事業の段階から、編集事業は市の直営方式で進められていました。編集室職員が行うものは勿論、専門委員が行う史料の所在調査および収集・整理の成果はすべて編集室に集約され、執筆者は編集室に集積された史料あるいは所在情報を利用する体制をとっていたのです。編集室職員は専門委員を補助するだけでなく、単独での調査も行います。

'62年市内の本興寺文書を調査したのをはじめとして、その後市内の村方・町方文書の悉皆調査、全国の史料館・文書館・大学・その他の研究機関・図書館、旧尼崎藩領や大名飛び地・旗本領関係の在地旧家および旧領主家などの個人、寺社、企業、団体など、第二期事業の史料編・別編が完成するまでの26年間に調査したところは、全国で500カ所以上にのぼりました。

市の直営による史料および史料の所在情報の史料館への集積は、収蔵史料の充実だけでなく史料所蔵者と編集室・史料館との信頼関係を高め、史料館が史料の収集保存機関としての信用を高めるうえで大きな力となりました。市域の古文書類の寄贈・寄託を進める力となっただけでなく、職員が単独で行う調査においても機関としての信用がものをいった場合が少なくないと思われま。

おなじ編集事業を行っても、執筆原稿だけを自治体の編集室がうけとる委託方式では、事業が終わったあとには印刷物しか残らず、悪くす

れば利用された史料さえ散逸してしまう危険性があります。尼崎市の場合は、過去の他の自治体のそのような例をみて当初から直営方式をとったのですが、近年でも史料保存の点からいって無責任な委託方式で自治体側の編集が行われている例があります。自治体側の体制にも問題があるのですが、執筆にあたる歴史研究者の認識も問われるべきです。今日では、地域史料の保存を意識しない編集事業はあってはならないのです。

ここで当館にとって「地域の中の文書館」として重要と考える点をいくつかまとめると、一つには地域の歴史的特性にもとづいた史料の収集と保存が永続的にいえる機関であることがあげられます。それは、市民が先祖から大切に守り伝えてきた古文書類を寄託・寄贈される側の責任として、将来にわたって文書館施設としての保存と活用のありかたを保障していくことであり、将来の歴史資料となるべき現代の諸種の資料(公文書も含む)を継続的に収集していくことができるということです。

文書館施設が史料保存機関として地域の住民に責任を果たしていくには、50年、100年の単位で事業の内容を考えていく必要があると考えます。

二つ目には、地域の歴史的特性をよく理解している、専門性をもった正規の職員が配置されていることです。

ここでいう専門性とは、学会の先端に行く専門論文を書くといったものではなく、歴史研究の基本的知識を備えていて利用者の調査研究目的を理解できる程度の専門性ということです。市町村の文書館では、小学生からお年寄りまで、史跡巡りの相談から大学生の卒論・専門家の調査研究まで、幅広い対応が必要です。対応する館員が、一つ一つのテーマにはそれほど深い知識をもっていなくても、基礎的な理解と調べる方法を知っていることが、肝要です。そして、文書館施設がそのようなサービスを安定して提供していくためには、身分の不安定な嘱託職員ではなく、正規の職員を配置しなくてはなりません。

市町村で文書館を建設するにあたっての問題  
点として、国の財政的補助と文書館の意義付け

の問題が残ってしまいましたが、大会報告の場  
で提起したいと思います。(尼崎市地域研究史料館)